

時代・町民ニーズに合った情報発信へ

■お問い合わせ
総務企画課 情報係
☎ 4-2511 内線 224
☆ 4-2511 01

行政情報告知端末の運用終了について

これまで行政情報配信ツールの一つとして使用してきた「行政情報告知端末」ですが、5年程前に更新時期を迎え利用開始から15年経過し機器の保守限界を超えたこと、また高額な更新費用となることから、**令和6年度末をもって運用を終了**することになりましたので、お知らせいたします。

情報通信環境が未整備の世帯への支援対象世帯把握調査の実施について

先月号でもお知らせしましたように、町では行政情報告知端末の運用を終了することによって、町からのデジタル情報を受けることが出来ない世帯に対して支援を行うため、支援対象世帯に対して把握調査を実施しています。改めて支援対象世帯及び要件等をお知らせします。

支援対象世帯

行政情報告知端末を設置している世帯

(行政情報告知端末の設置世帯を1世帯)

要件

令和6年4月1日現在において、

次の①②③の全てに該当する世帯が対象

- ① 情報通信環境(※1)が未整備の世帯
- ② テレビを所有していない世帯
- ③ 世帯を構成する者全員がそれぞれインターネット回線(※2)を利用していない世帯

※1 情報通信環境

光回線及びLTE回線等によりインターネットが利用できる通信環境(無線LAN環境(ポケットWi-Fi)も含む)

※2 インターネット回線

LTE回線等(主にスマートフォン)によりインターネットが利用できる通信回線

調査方法

令和6年7月、支援対象世帯に郵送調査を実施

※支援対象世帯に調査票を郵送していますので、調査票が届いていない世帯がありましたら、お手数ですが総務企画課情報担当までご連絡をお願いします。